

香川県広域水道企業団会計年度任用職員の給与及び旅費に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年12月13日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第8号

香川県広域水道企業団会計年度任用職員の給与及び旅費に関する規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団会計年度任用職員の給与及び旅費に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(第2号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第4条 基準日（給与規程第20条の基準日をいう。第12条第1項において同じ。）にそれぞれ在職する第2号会計年度任用職員のうち任期が6月以上の者（任期が6月未満の者のうち企業長が定める者を含む。）に対しては、常勤の職員の例に準じて期末手当を支給する。この場合において、給与規程第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の132.5</u>」とする。</p> <p>2 略</p> <p>(第1号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第12条 基準日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員のうち任期が6月以上の者（任期が6月未満の者のうち企業長が定める者を含む。）で、かつ、企業長が定める方法により算出する1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に対しては、常勤の職員の例に準じて期末手当を支給する。この場合において、給与規程第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の132.5</u>」とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(第2号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第4条 基準日（給与規程第20条の基準日をいう。第12条第1項において同じ。）にそれぞれ在職する第2号会計年度任用職員のうち任期が6月以上の者（任期が6月未満の者のうち企業長が定める者を含む。）に対しては、常勤の職員の例に準じて期末手当を支給する。この場合において、給与規程第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の127.5</u>」とする。</p> <p>2 略</p> <p>(第1号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第12条 基準日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員のうち任期が6月以上の者（任期が6月未満の者のうち企業長が定める者を含む。）で、かつ、企業長が定める方法により算出する1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に対しては、常勤の職員の例に準じて期末手当を支給する。この場合において、給与規程第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の127.5</u>」とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の香川県広域水道企業団会計年度任用職員の給与及び旅費に関する規程（以下「改正後の会計年度任用職員規程」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

2 改正後の会計年度任用職員規程の規定を適用する場合には、改正前の香川県広域水道企業団会計年度任用職員の給与及び旅費に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の会計年度任用職員規程の規定による期末手当の内払とみなす。